

※作成中のため内容が変更することがあります。

資料 1

白馬村
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

平成27年●月
白馬村

平成26年8月25日

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
 - (1) 国の少子化対策
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯
2. 計画の全体像
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方
 - (2) 子ども・子育て支援制度の概要
3. 計画の位置づけと期間
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 計画の期間
4. 計画の策定方法
 - (1) 計画の策定組織
 - (2) 実態把握
 - (3) 意見の聴取

第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 人口・少子化の動向
 - (1) 人口の推移
 - ①総人口の推移
 - ②年齢3区分別人口の推移
 - ③将来の人口推計
 - ④年齢3区分別人口の将来推計
 - (2) 出生の動向
 - ①出生数の動向
 - ②合計特殊出生率の推移
 - ③母の年齢階層別出生率
2. 白馬村の教育・保育事業等の状況
 - (1) 保育園・幼稚園の状況
 - (2) 小学校の状況
 - (3) 子育て支援ルームの状況
 - (4) 子育て相談支援センターの状況
 - (5) 放課後児童クラブの状況
 - (6) 母子保健事業の状況
3. ニーズ調査の結果概要
 - (1) 調査の概要
 - ①調査目的

- ②調査項目
- ③調査対象者
- ④回収結果
- (2) 家族の状況
 - ①アンケートの回答者
 - ②回答者の配偶者の有無
 - ③アンケート対象の子どもの年齢
- (3) 子育ての状況
 - ①主に子育てを行っている人
 - ②子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無
- (4) 保護者の就労状況
 - ①保護者の就労形態
 - ②母親のフルタイムへの転換意向
 - ③母親の就労意向
- (5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望
 - ①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
 - ②平日の定期的な教育・保育事業の利用希望
 - ③土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望
- (6) 地域子育て支援拠点事業について
 - ①地域子育て支援拠点事業の利用状況
 - ②地域子育て支援拠点事業の利用希望
- (7) 病児・病後児保育について
 - ①子どもの病気等で幼稚園・保育園等を休んだ経験の有無とその対応（ここ1年）
 - ②病児・病後児ための保育施設等の利用意向
 - ③病児・病後児保育事業として望ましい形態
- (8) 一時預かりについて
 - ①不定期に子どもを預かる事業の利用状況（ここ1年）
 - ②子どもを一時的に預ける事業の利用意向とその目的
 - ③子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態
- (9) 放課後児童クラブについて
 - ①小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について
 - ②放課後児童クラブの利用希望
 - ③放課後児童クラブの土曜日と日曜・祝日の利用希望
- (10) 子育てと仕事の両立について
 - ①育児休業取得状況
 - ②育児休業を取得しなかった理由
- (11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望
 - ①白馬村の子育ての環境や支援への満足度
 - ②白馬村の子育ての環境や支援への要望
- 4. 白馬村の子ども・子育て支援の課題

第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念
2. 基本的方針
3. 基本的施策
 - (1) 子どもへの支援
 - (2) 子育てをする親（保護者）への支援
 - (3) 地域全体による支援
 - (4) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援
 - (5) 白馬村の風土や社会資源を活かした支援

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育施設の需要量の見込み及び確保の方策
3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び確保の方策
4. 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策
5. 次世代育成支援対策

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携
2. 計画の達成状況の点検・評価

【資料編】

白馬村子ども・子育て会議設置要綱
白馬村子ども・子育て会議委員名簿
アンケート集計結果

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の少子化対策

近年わが国の少子化傾向は、ますます進行し、2005（平成17）年には合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）が1.26 まで低下しましたが、2006（平成18）年以降はわずかながら増加に転じ、2012（平成24）年では1.41 となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08 を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと予想されています。

こうした近年の出生率の動向を想定し、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、1994（平成6）年に「エンゼルプラン」を策定し、1999（平成11）年度を目標として保育サービスの充実を図り、1999 年には、保育サービスに加え雇用、母子保健等の事業も盛り込んだ「新エンゼルプラン」を策定しました。また、2003（平成15）年には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、深刻な待機児童問題、仕事と子育ての両立支援の環境整備が不十分であることなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法※」が制定されました。

※子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

これまで白馬村では、2005（平成17）年に「白馬村次世代育成支援行動計画」（前期計画）、2010（平成22）年に「白馬村次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定し、「未来への光で村を輝かそう！」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができる地域を目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。子どもを取り巻く環境等が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、白馬村においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の全体像

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

白馬村が子育て支援の取組みとして策定してきた「次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備にとどまらず、生まれて良かった、育てて良かったと思えるような地域づくりを目指し、白馬村における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点からの取組みを進めていくことが重要です。

(2) 子ども・子育て支援制度の概要

①子ども・子育て支援制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、■「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、■「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、■「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

②子ども・子育て支援制度の内容

具体的な内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※」制度の改善、普及促進
(「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化)

※認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実(認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業※の給付制度の創設)

※地域型保育事業(市町村による認可事業)

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■地域の子ども・子育て支援の充実

- ・子育てに対する多様な支援の充実(地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブなど「地域子ども・子育て支援事業」の充実)

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取組みを進めてきた「白馬村次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぎ、一体化した計画として位置づけます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、村のまちづくりの基本となる「白馬村第4次総合計画」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「白馬村第4次総合計画」が掲げる基本理念「白馬の里にひと集い　くらし健やか　むらごと自然公園」を目指し、その他関連計画との整合を図って策定します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間とします。

4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定組織

本計画は、児童福祉の関係者、保護者の代表者、行政機関などから構成される「白馬村子ども・子育て会議」での検討を踏まえ策定いたしました。

(2) 実態把握

本計画の策定にあたり、「白馬村子ども・子育て支援事業計画アンケート」を実施いたしました。

(3) 意見の聴取

パブリックコメントを実施しました。（※平成26年12月頃を予定しています。）

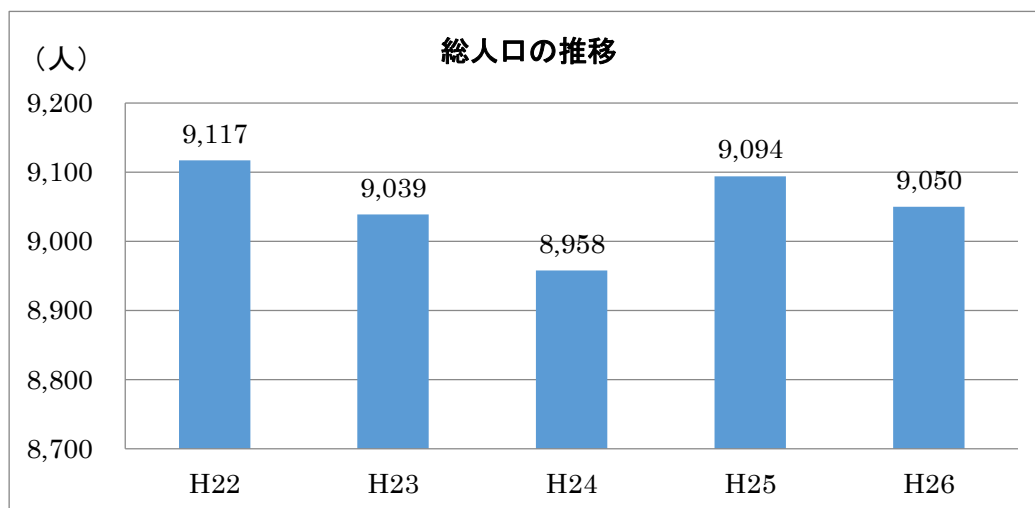
第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 人口・少子化の動向

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

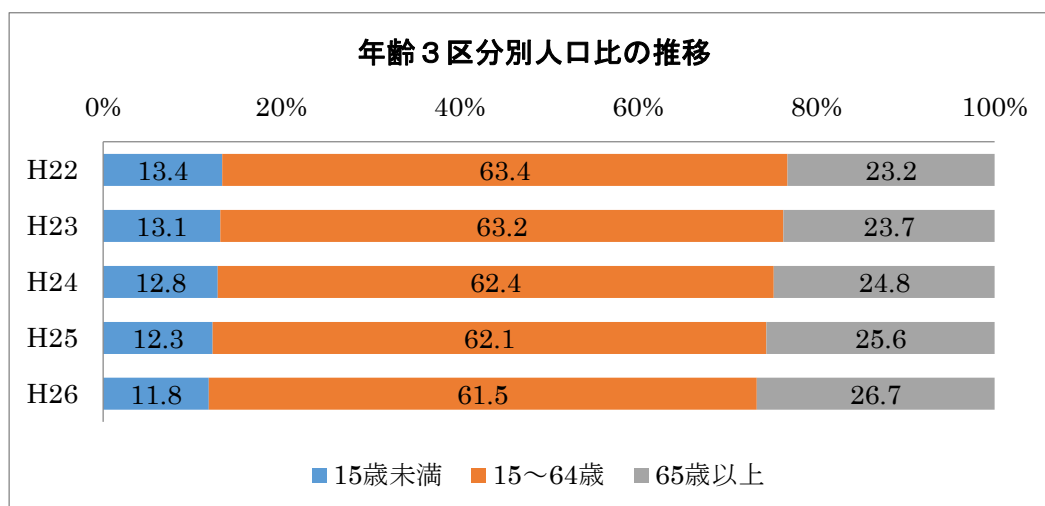
平成25年からは、人口数に外国人を含むこととなったため増加しましたが、村の総人口は減少傾向となっております。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

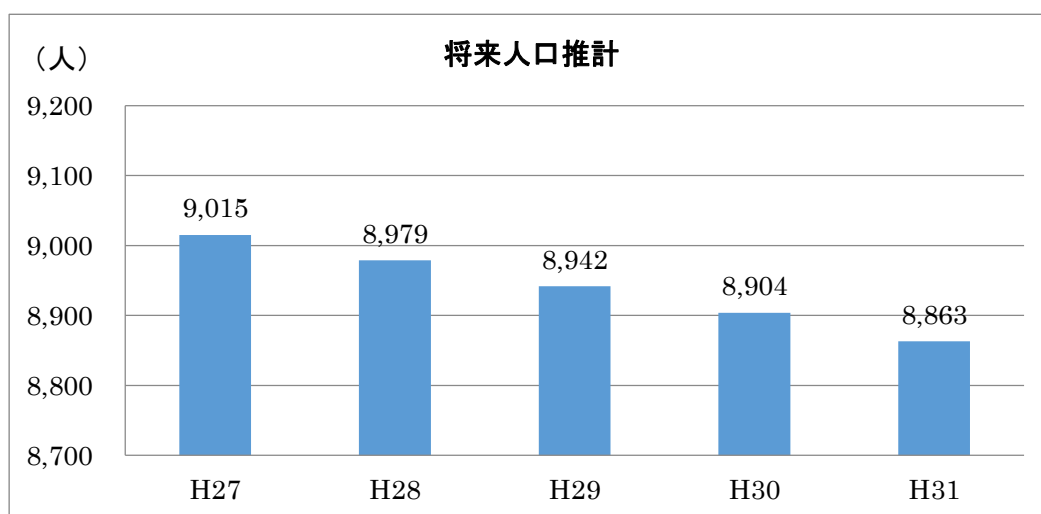
15歳未満の年少人口比率は年々減少傾向にあり、平成26年は11.8%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口比率は上昇しており、平成26年は26.7%となっています。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

③ 将来の人口推計

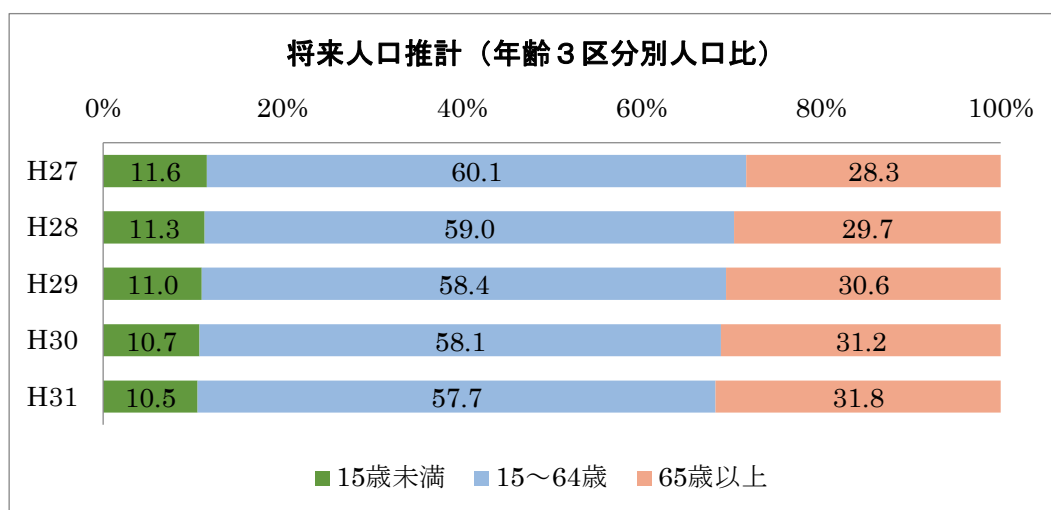
将来の人口は減少傾向にあり、平成28年には9千人を下回ると予測されます。



数値は平成26年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

④ 年齢3区分別人口の将来推計

少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率は平成31年には31.8%になると予測されます。



数値は平成26年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

※コーホート変化率法

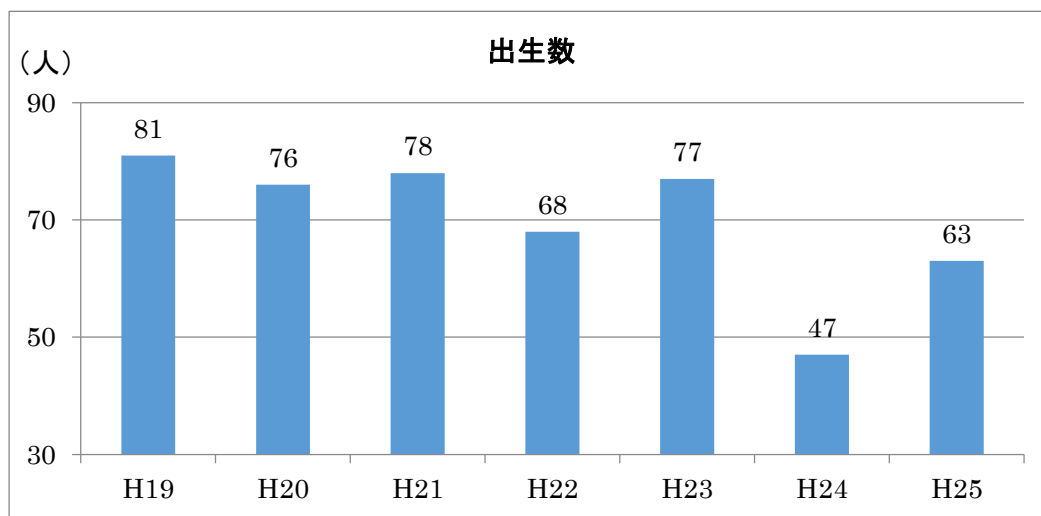
各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

推計するものが比較的近い将来の人口で、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に比較的簡便に推計することができるため、この方法を用いることとした。

(2) 出生の動向

① 出生数の動向

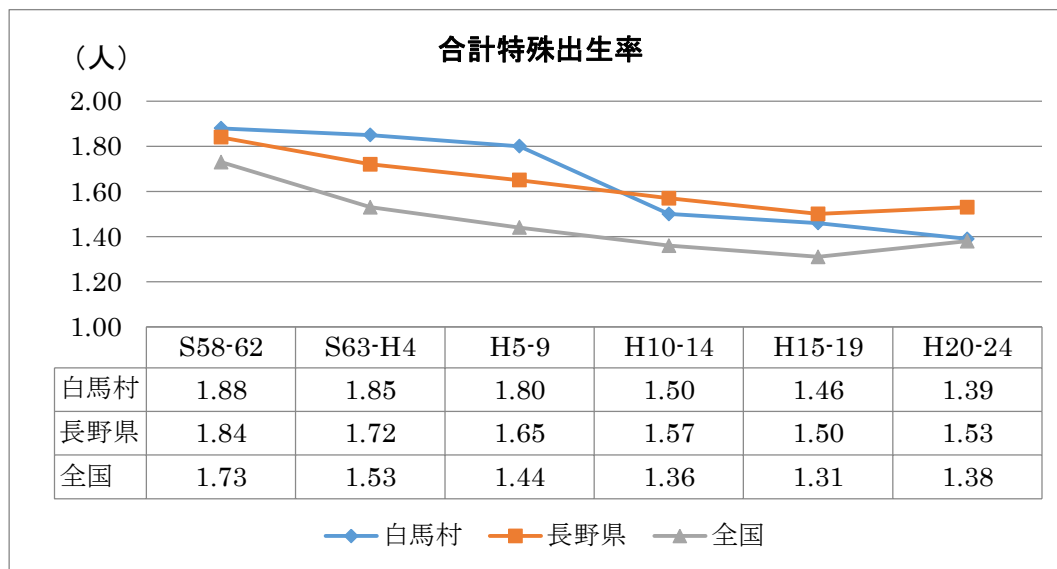
出生数は年々減少傾向にあり、平成元年以降の統計によると、平成9年がピークで109人だった出生数が、平成24年では47人となっております。



資料：白馬村人口動態

② 合計特殊出生率※の推移

白馬村の合計特殊出生率は年々低下傾向にあり、平成20年～24年集計値では県内で3番目に低い値となっています。



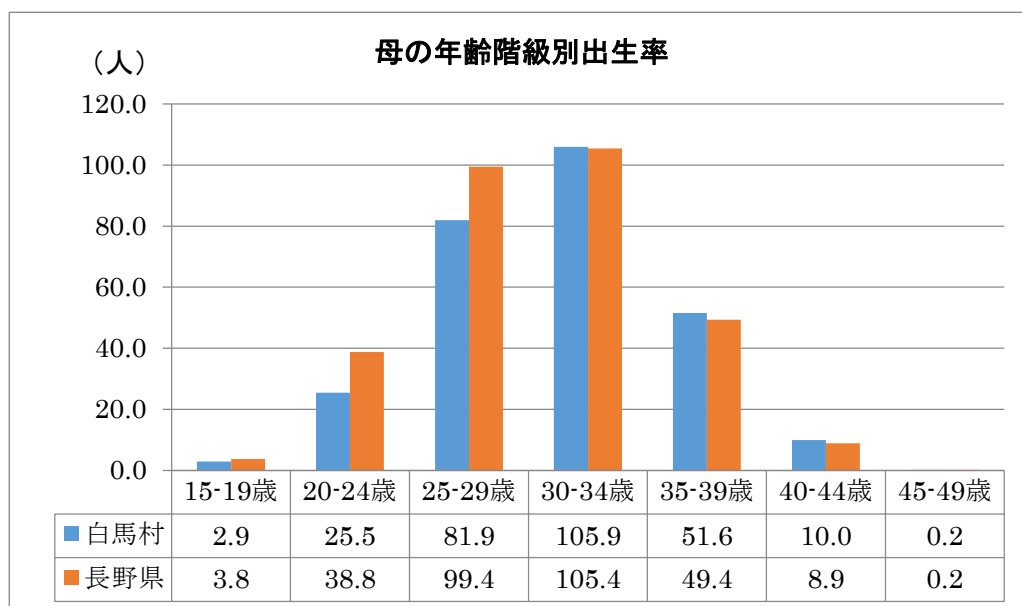
資料：厚生労働省人口動態統計

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。人口動態の出生の動向をみるときの重要な指標となっている。

③ 母の年齢階級別出生率

白馬村は県に比べ30歳未満の出生率は低く、また30歳以上は高くなっており、晩産化の傾向となっています。

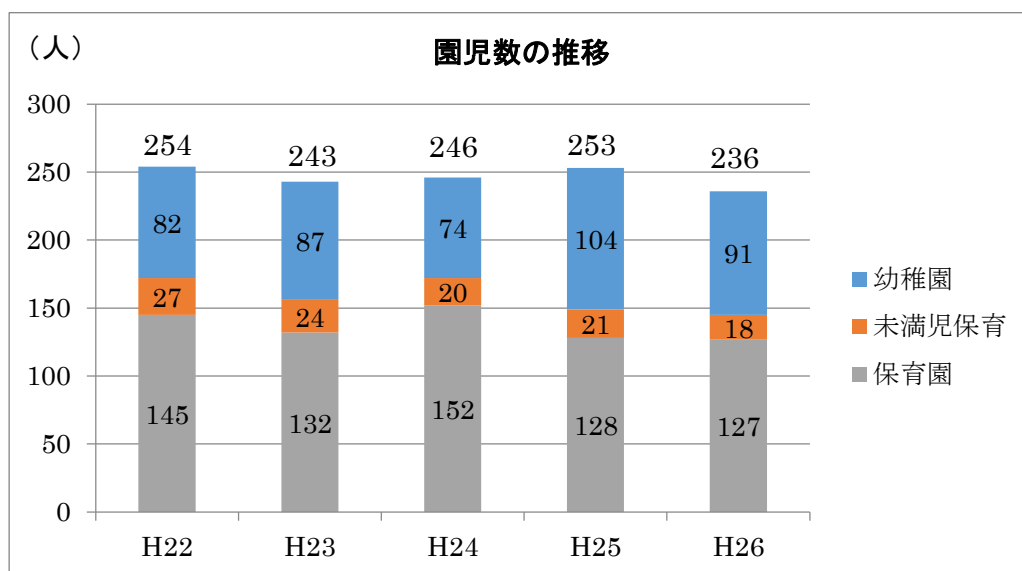


資料：厚生労働省人口動態統計（平成20年～平成24年集計値、女性人口千対）

2. 白馬村の教育・保育事業等の状況

（1）保育園・幼稚園の状況

園児数は概ね横ばいとなっています。



資料：白馬村統計（保育園各年4月1日現在、幼稚園各年5月1日現在）

○保育園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
しろうま保育園	180	北城6509	7:30～18:30
主な事業内容			
通常保育（8:15～16:15） ・ 未満児保育（満10ヶ月から3歳児未満の子どもの保育） ・ 障がい児保育（心身に障がいをもった子どもの保育） 特別保育 ・ 延長保育（朝7:30～8:00、夕16:30～18:30） ・ 一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・ 土曜保育（土曜8:15～16:15）			

※平成19年4月に北部・中部保育所を統合し、しろうま保育園が開園。平成20年4月からは南部保育所を統合し、1園で運営。

■土曜保育事業

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	544	470	456	531	548	465

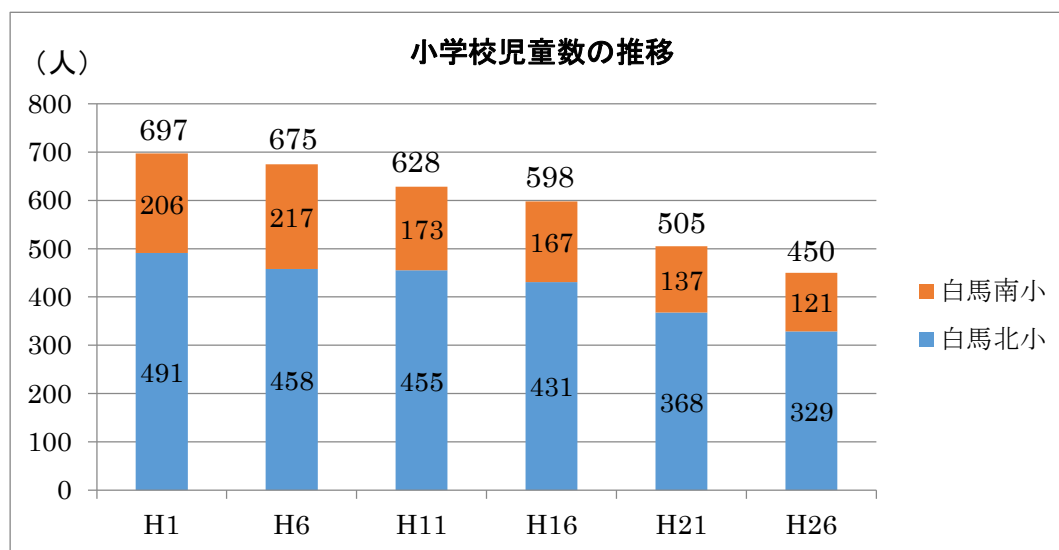
○幼稚園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
白馬幼稚園	90	北城895-4	7:30～18:30
主な事業内容			
通常保育（8:30～15:30） ・ 延長保育（朝7:30～8:00、夕17:00～18:30） ・ 休日保育（土曜7:30～18:30） ・ 長期休業日預かり保育（月曜～金曜7:30～18:30）			

※平成15年4月開園

(2) 小学校の状況

児童数は南小、北小とも減少傾向にあり、平成26年度は平成16年度に比べ24.7%の減となっています。



資料：白馬村統計（各年5月1日現在）

施設名	住所
白馬北小学校	北城7078
白馬南小学校	神城7035

(3) 子育て支援ルームの状況

村内にお住いの乳幼児をお持ちの保護者に向けて、白馬村の子育て支援の拠点として様々な活動を行っています。

施設名	住所
白馬村子育て支援ルーム	北城6938
主な事業内容	
・ なかよし広場 ・ 育児相談・身体測定（月曜日の午前中） ・ 一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・ 休日保育（日曜及び祝祭日8:30～17:00） ・ 自由利用 ・ 育児講座 ・ 食育活動 ・ 育児電話相談	

■事業別延べ利用者数

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
なかよし広場	2,453	1,782	2,236	2,251	1,721	1,849
自由利用	1,156	954	1,353	1,473	1,267	1,106
一時保育	464	528	1,174	1,169	1,322	1,006
休日保育	242	225	93	113	187	182

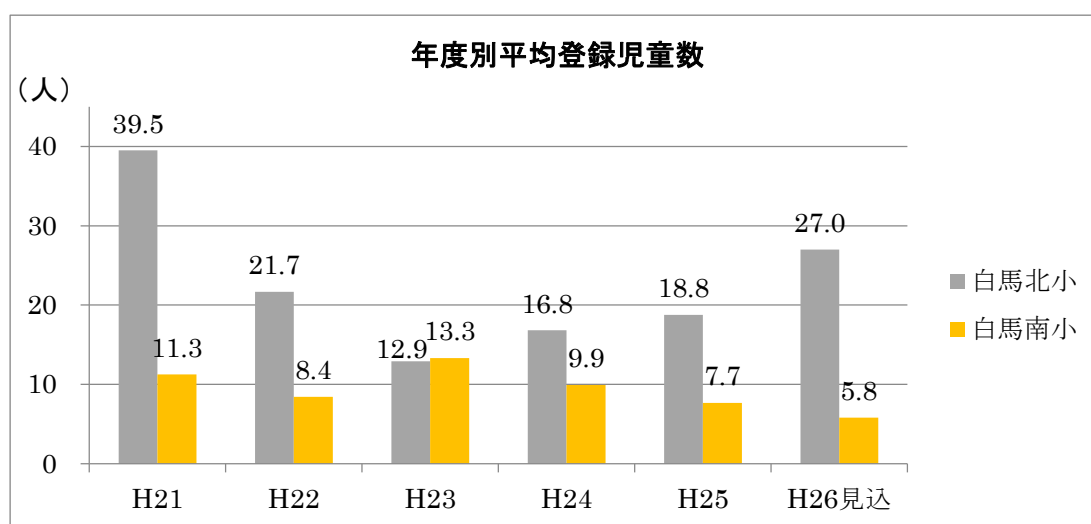
(4) 子育て相談支援センターの状況

平成26年4月に新しく開設し、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を発揮できるように一人ひとりに合った育ちを応援します。

施設名	開設日	住所
白馬村子育て相談支援センター	平成26年4月	北城6938（支援ルーム内）
主な事業内容		
・あそびの教室（月2回の金曜日） ・ミニサーキットひろば（月1～2回の火曜日） ・あおぞら教室（月2回の月曜日） ・個別療育 ・保護者相談 ・個別相談 ・各種検査		

(5) 放課後児童クラブの状況

平成23年度から白馬北小は増加傾向にあり、白馬南小は減少傾向にあります。



資料：白馬村統計

施設名	住所
白馬北小放課後児童クラブ	北城7025（白馬村保健福祉ふれあいセンター3階）
白馬南小放課後児童クラブ	神城7035（白馬南小学校体育館内）
主な事業内容	
開設時間 平日：小学校の下校時間から午後6時まで 小学校の休業日：午前8時30分から午後6時まで 土曜日（7・8月のみ）：午前8時30分から午後5時まで	

※白馬南小放課後児童クラブは平成18年4月開設

■年度別開所日数

（単位：日）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開所日数	252	251	252	253	255	253

（６）母子保健事業の状況

子どもを安心して産み育てられるように健診や相談などを行っています。

施設名	住所
白馬村保健福祉ふれあいセンター	北城7025
主な事業内容	
・ 乳幼児健診、育児相談、乳幼児訪問、健康教育事業 ・ 予防接種事業 ・ 妊娠、出産支援事業 ・ 障がい児施策（早期発見、早期対応事業、巡回相談等）	

３．ニーズ調査の結果概要

（１）調査の概要

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づく新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、５年間を一期とする「白馬村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、この計画の策定に先立ち、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料として、就学前児童の保護者の意向を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

②調査項目

住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」について。

③調査対象者

平成２５年１０月１日現在、村内に在住する就学前児童（０歳から５歳。ただし、同じ世帯に２人以上の対象児童がいる場合は一番年上の児童としています。）の保護者。

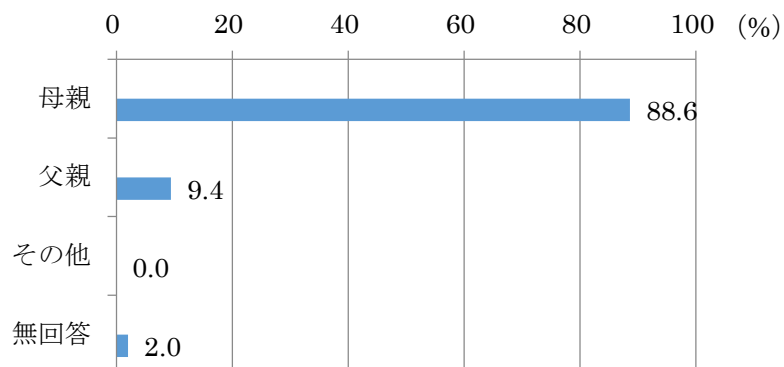
④回収結果

調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	２９８	１４９	５０．０％

(2) 家族の状況

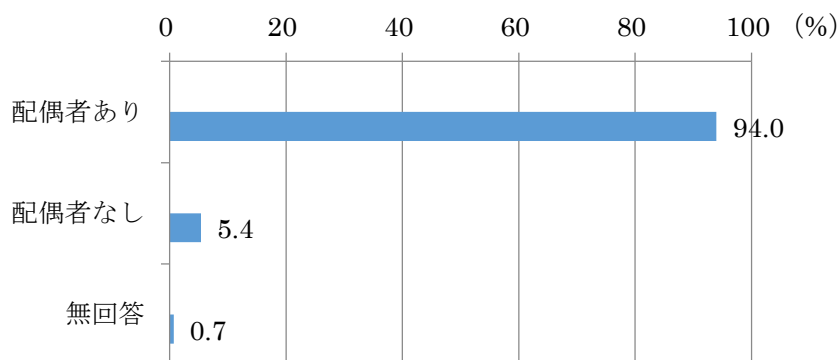
① アンケートの回答者

概ね母親が9割、父親が1割となっています。



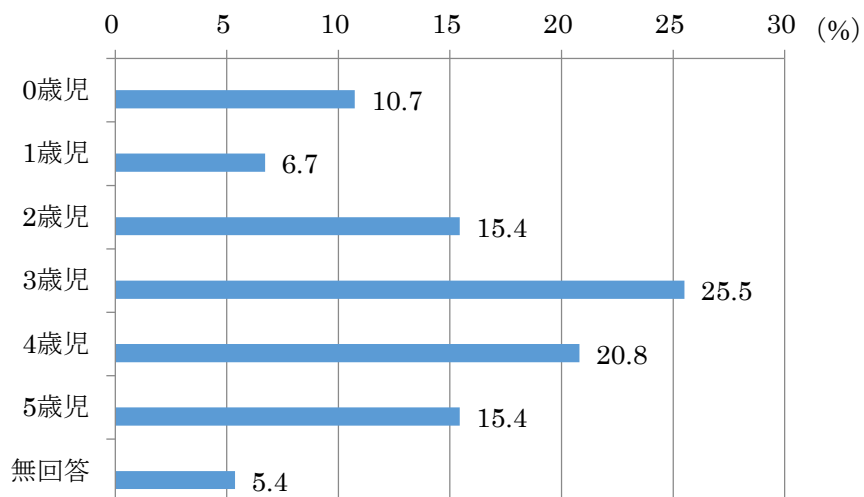
② 回答者の配偶者の有無

ひとり親家庭の割合は、5.4%となっております。



③ アンケート対象の子どもの年齢

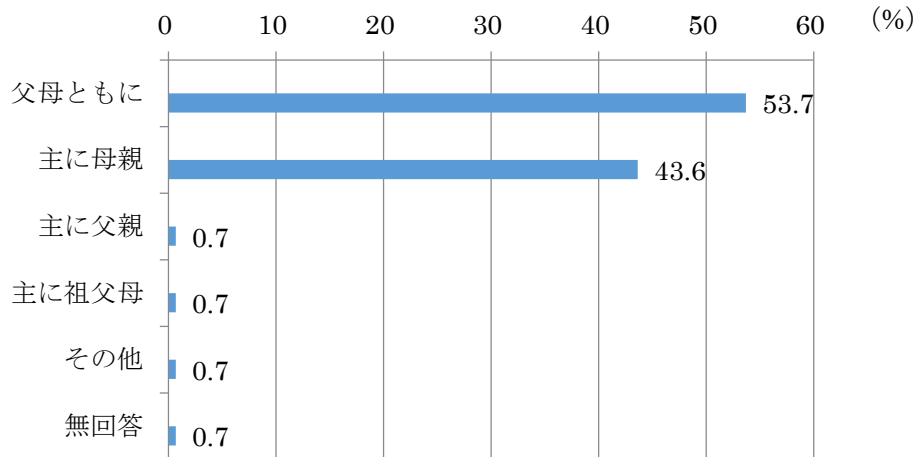
きょうだいがいる場合は一番年上を対象児童としているため、3歳未満児の割合が少なくなっています。



(3) 子育ての状況

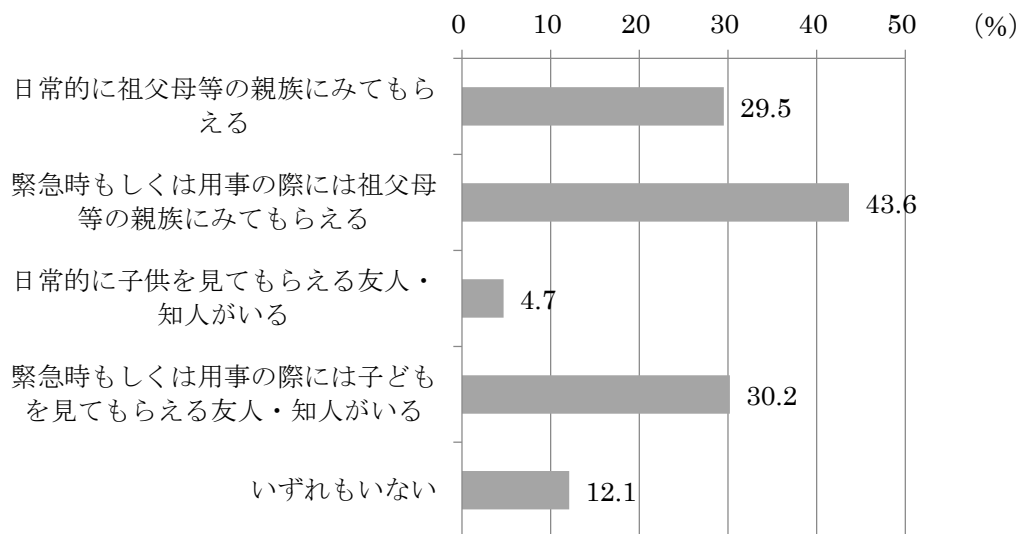
① 主に子育てを行っている人

「父母ともに」が5割強で最も多く、次いで「主に母親」が4割強となっています。



② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

「子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる」と回答した人が84.6%、「いずれもない」と回答した人が12.1%、無回答が3.3%となっています。

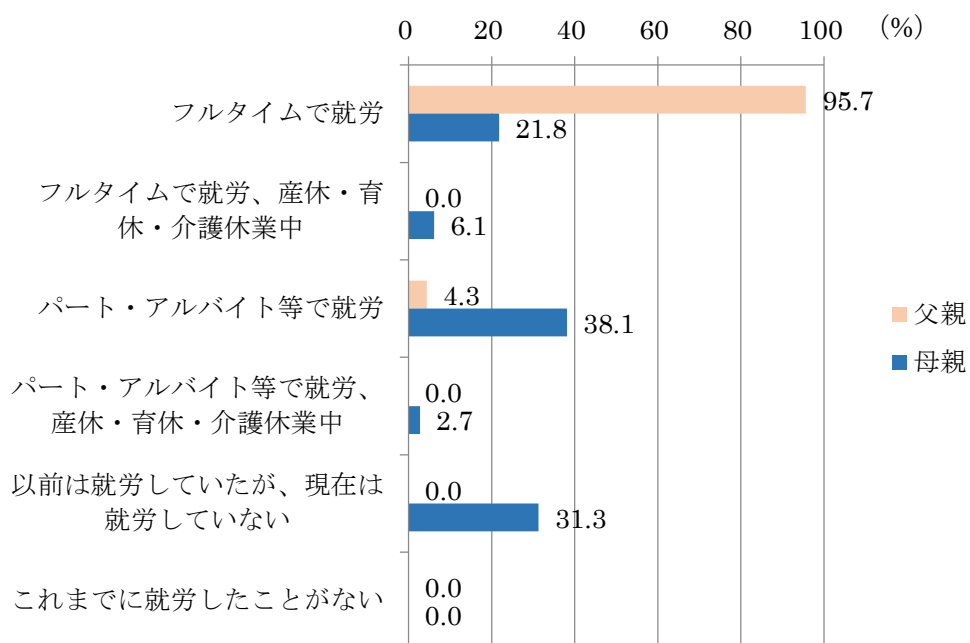


※回答者 149 名による重複回答

(4) 保護者の就労状況

① 保護者の就労形態

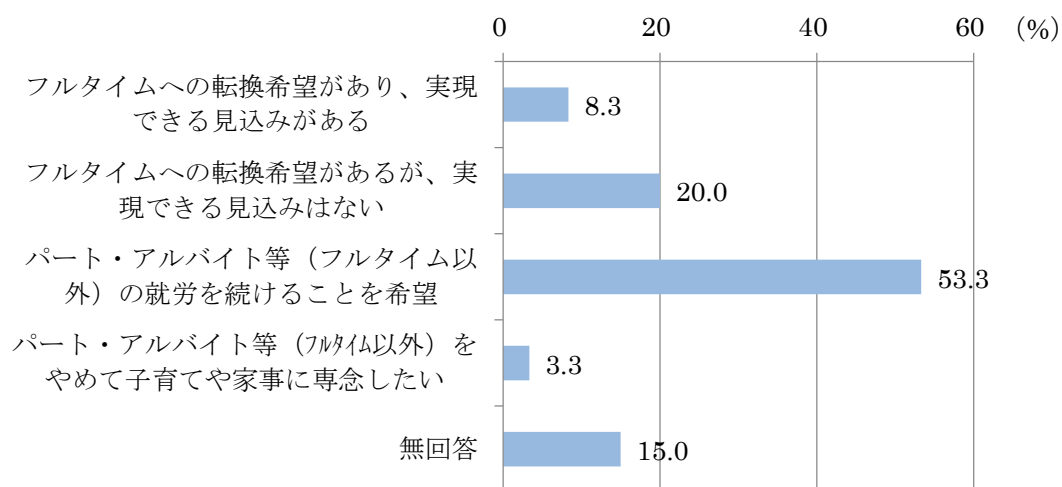
母親の就労状況は、現在就労中が6割となっております。一方、父親の就労状況は「フルタイムで就労」が9割を超えています。



② 母親のフルタイムへの転換意向

パート・アルバイトで働いている母親のうち、5割強が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」しており、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は2割となっています。

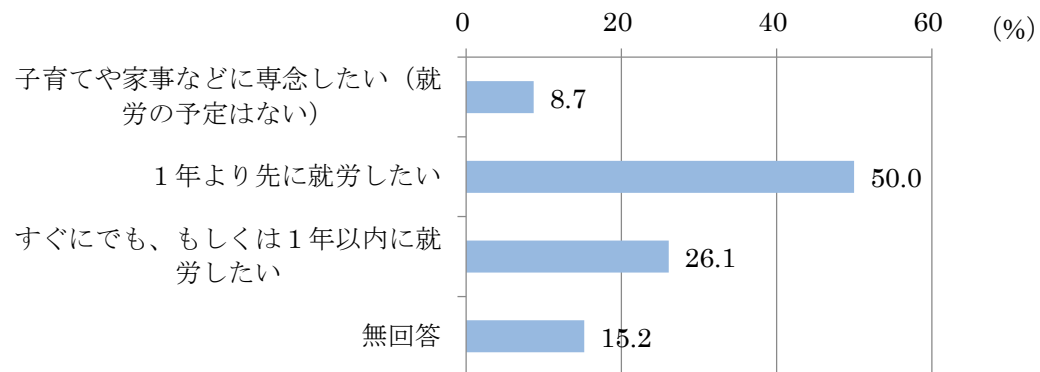
【母親がパート・アルバイト就労者のみの回答】



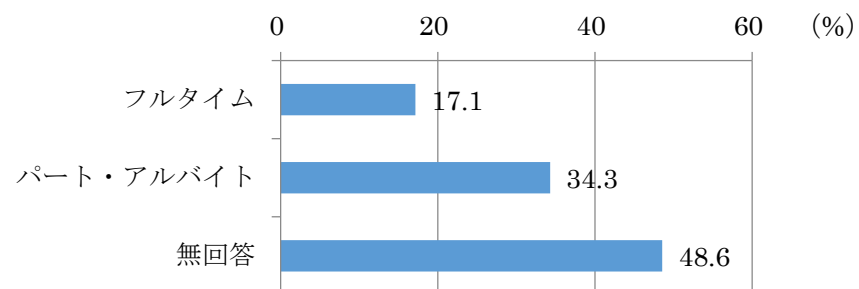
③ 母親の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望は、7割強が「ある」と回答しています。また、希望する就労形態は、「パートタイム・アルバイト」が「フルタイム」の2倍となっています。

【母親が就労していない人のみの回答】



母親が就労したいと回答した人の希望する就労形態

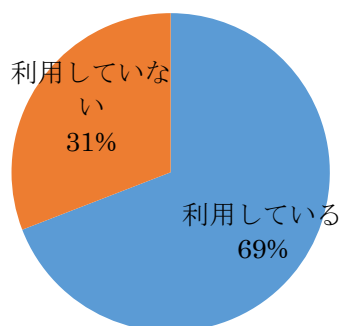


(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

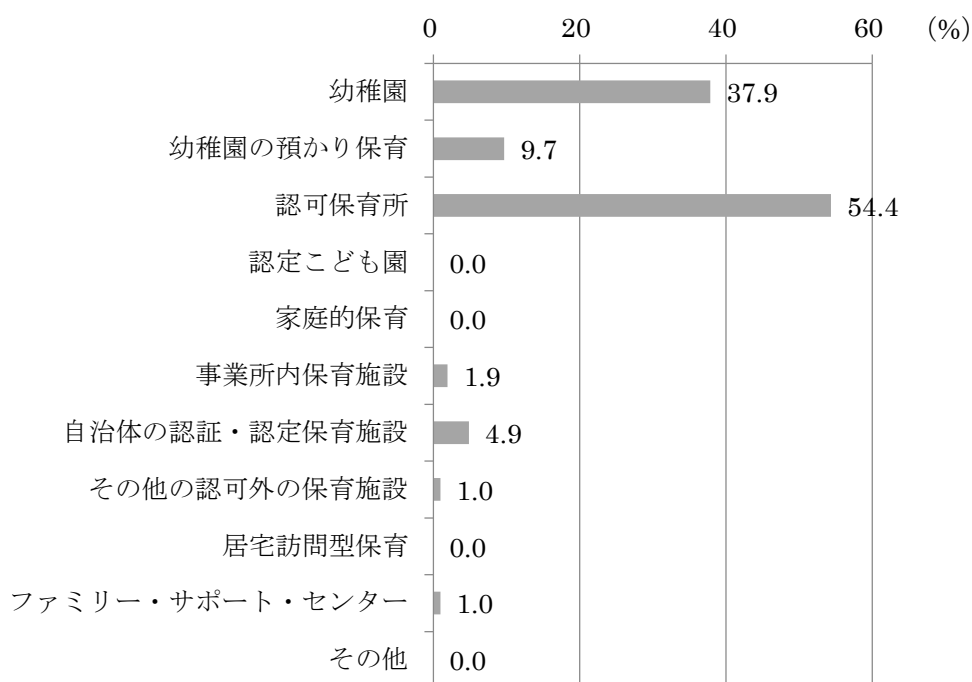
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

利用状況は約7割の人が何らかの教育・保育事業を利用しています。利用している事業の内容は「幼稚園」「認可保育所」がほとんどを占めております。また、利用している理由は「子どもの教育や発達のため」が7割を超えています。

(利用状況)

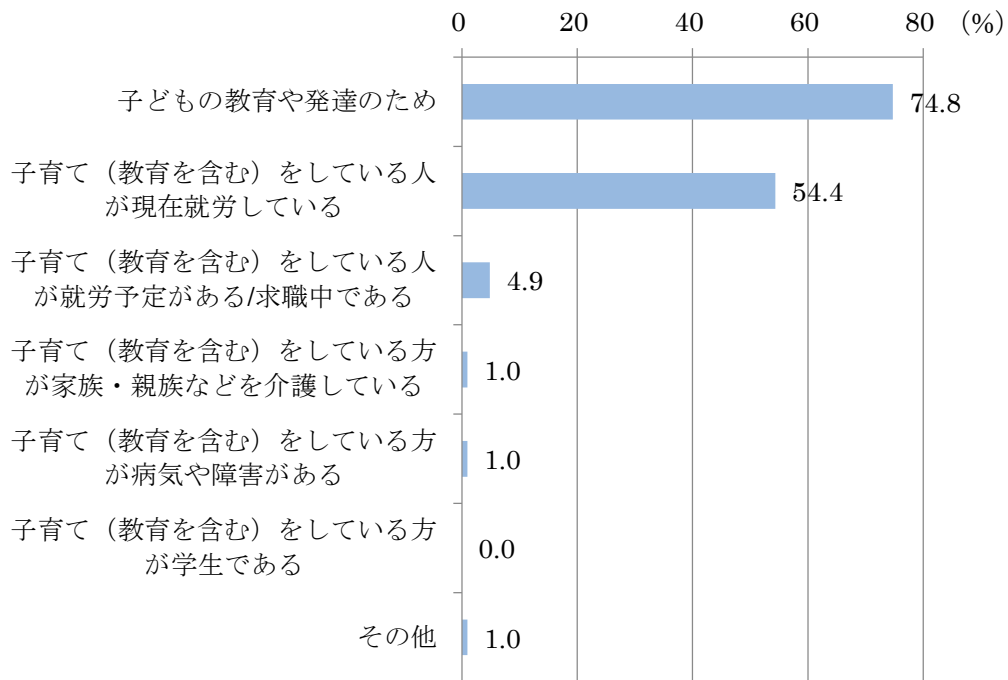


(利用している事業)



※回答者 103 名による重複回答

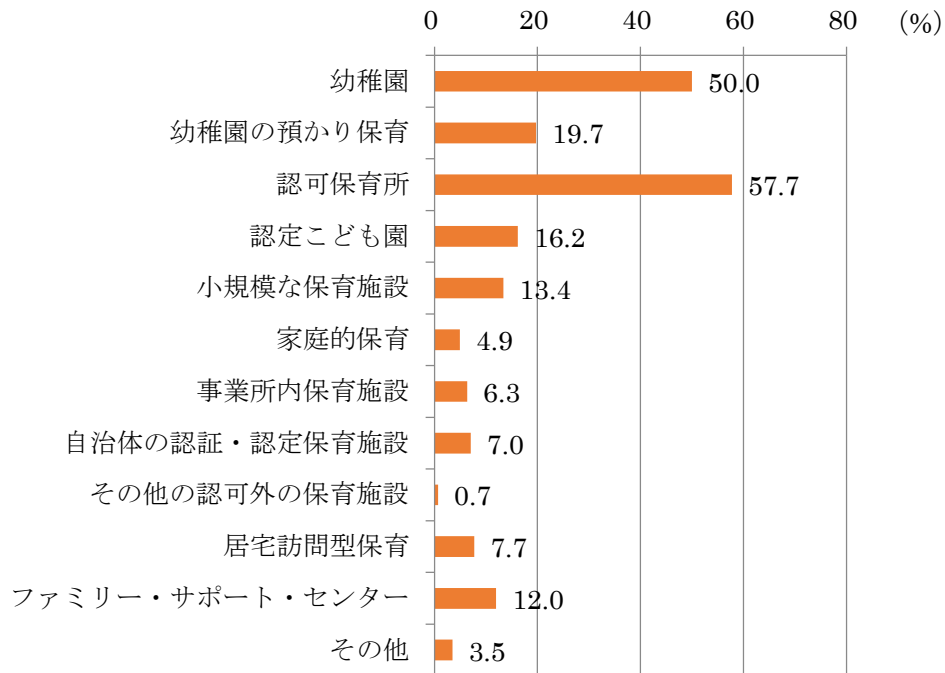
(利用している理由)



※回答者 103 名による重複回答

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」「幼稚園」の割合が多くなっています。

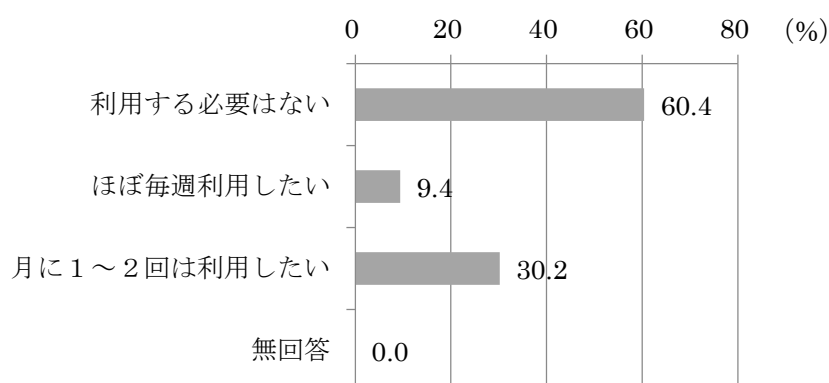


※回答者 142 名による重複回答

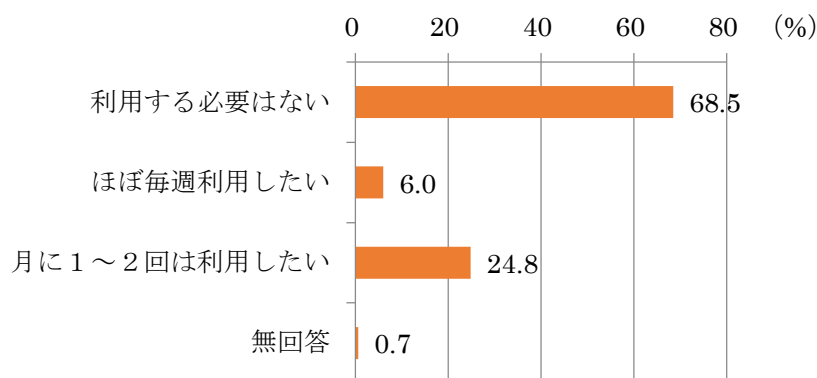
③ 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

利用希望は土曜日が4割、日曜・祝日が3割となっています。

(土曜日の利用意向)



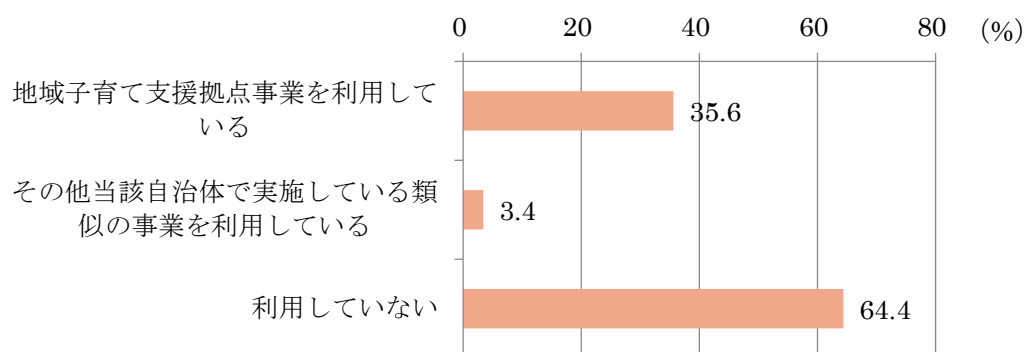
(日曜・祝日の利用意向)



(6) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

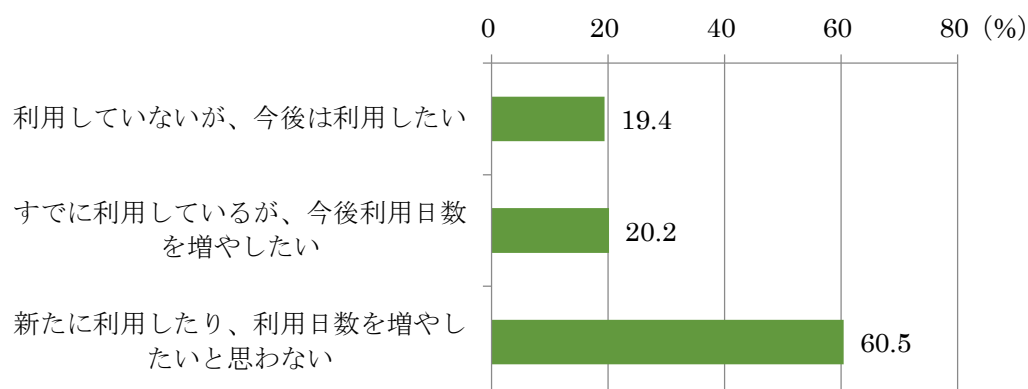
「利用していない」が6割台で、「地域子育て支援拠点事業を利用している」は35.6%、「その他当該自治体で実施している類似の事業を利用している」は3.4%となっています。



※回答者 146 名による重複回答

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が6割で最も多く、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」がそれぞれ2割となっています。

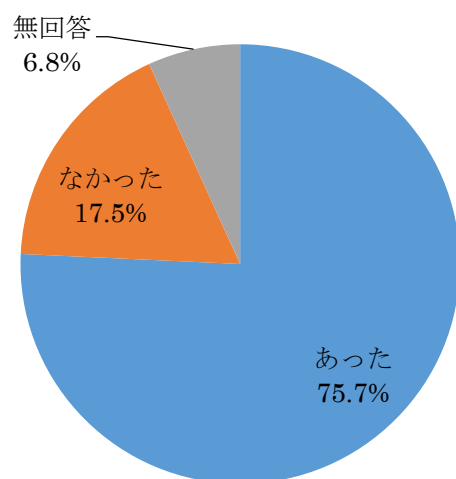


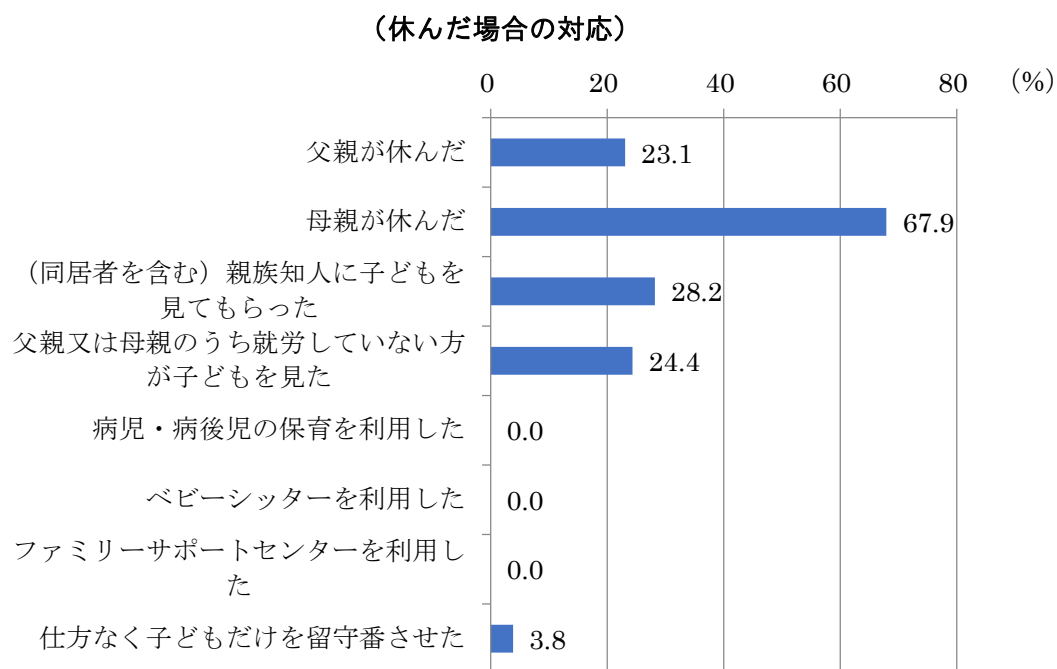
(7) 病児・病後児保育について

① 子どもの病気等で幼稚園・保育園等を休んだ経験の有無とその対応（ここ1年）

休んだ経験は、「あった」が7割台となっています。休んだ場合の対応は、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「（同居人を含む）親族知人に子ども見てもらった」となっています。

（休んだ経験の有無）

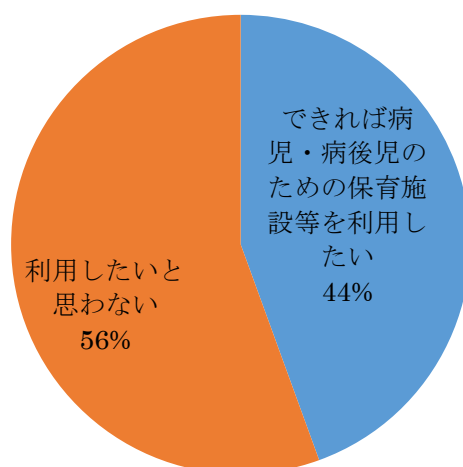




※回答者 78 名による重複回答

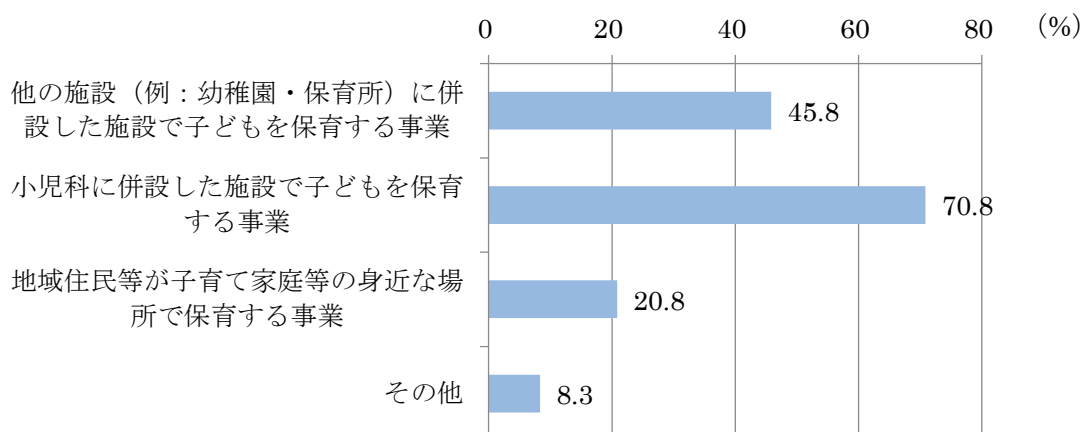
② 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

「できれば病気・病後児のための保育施設等を利用したい」の割合が 44%となっています。



③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が5割弱、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が7割となっています。

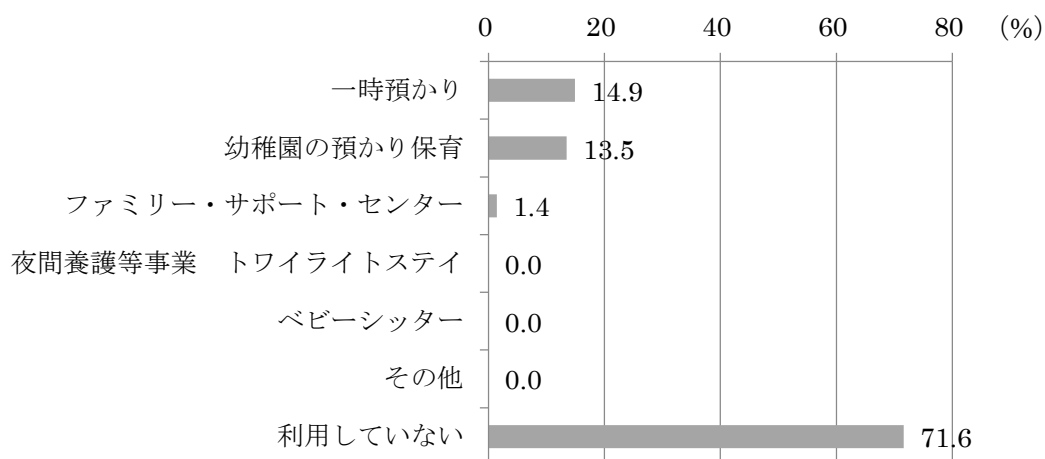


※回答者 24 名による重複回答

（８）一時預かりについて

① 不定期に子どもを預かる事業の利用状況（ここ１年）

「利用していない」が7割超となっています。利用しているものの中では「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」が1割強となっています。

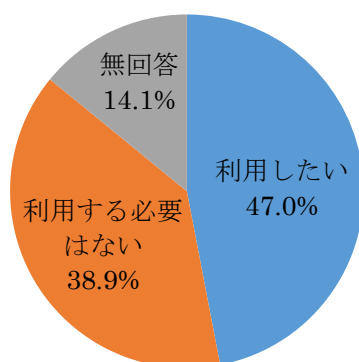


※回答者 141 名による重複回答

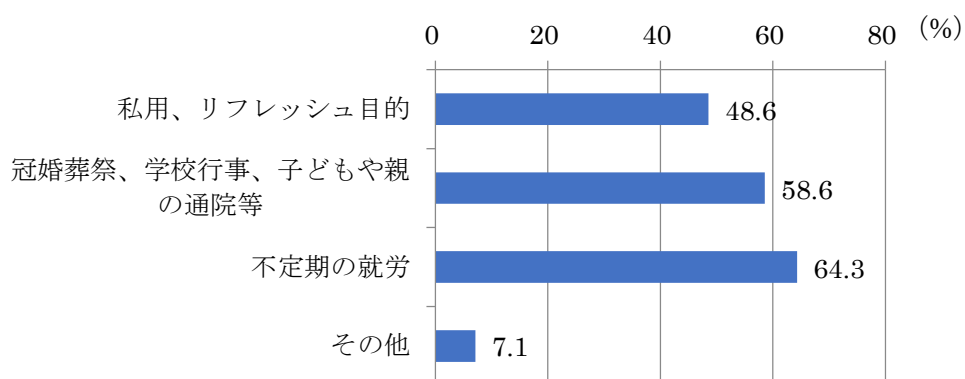
② 子どもを一時的に預ける事業の利用意向とその目的

「利用したい」が5割弱となっています。その目的としては、「不定期の就労」が6割を超えています。

(利用意向)



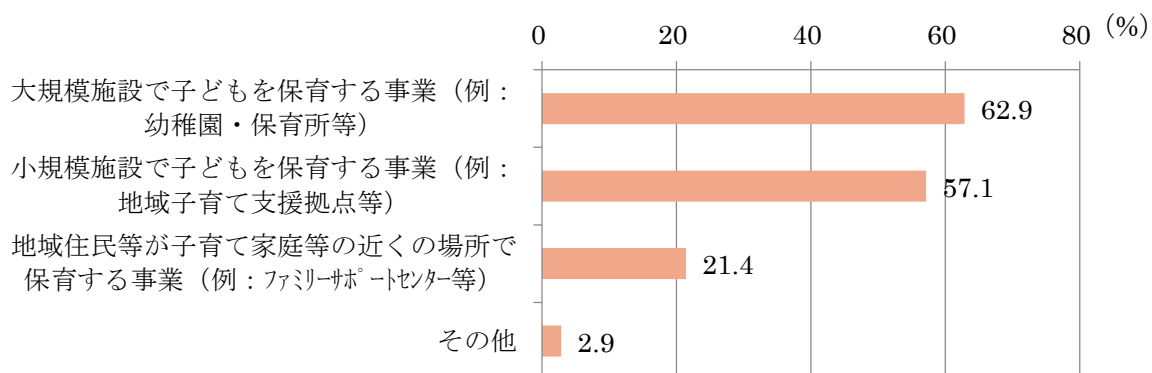
(利用目的)



※回答者 70 名による重複回答

③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所等の大規模施設で子どもを保育する事業」が6割超となっています。

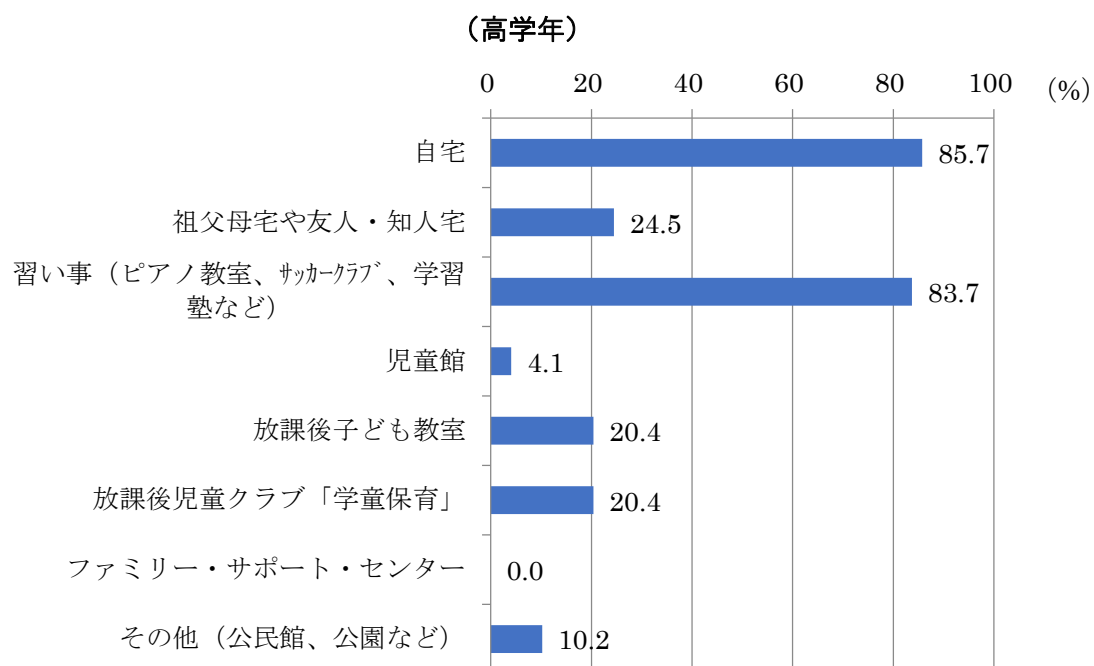
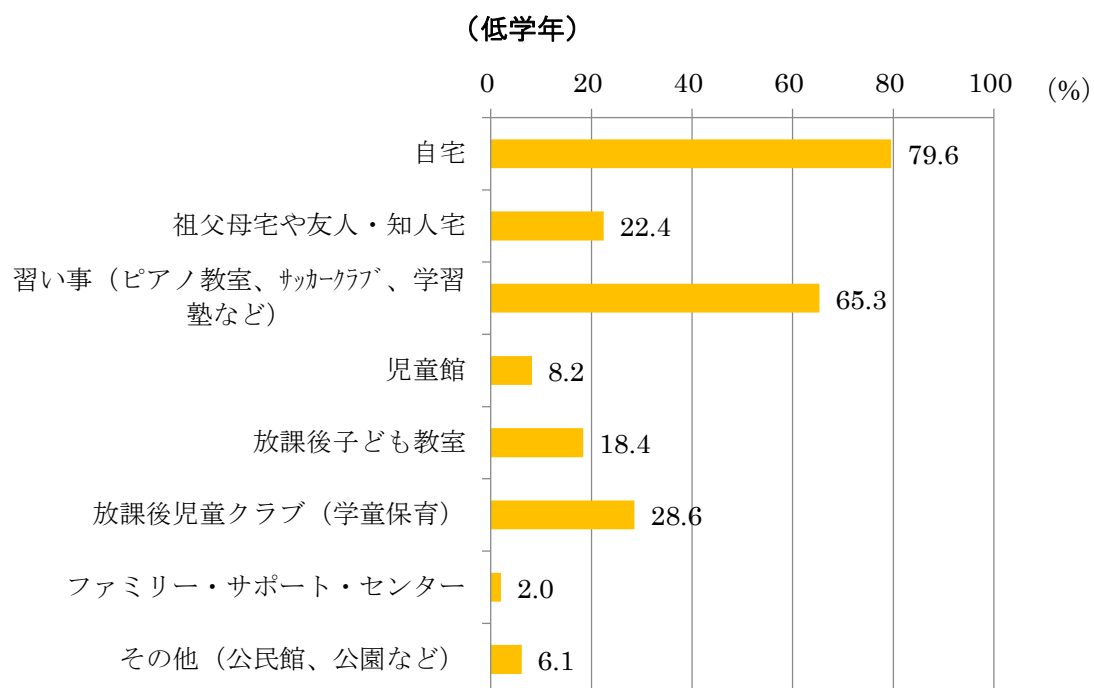


※回答者 70 名による重複回答

(9) 放課後児童クラブについて

①小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について

低学年、高学年とも「自宅」「習い事」の割合が高くなっています。また「放課後児童クラブ」は低学年で3割弱、高学年で2割となっております。



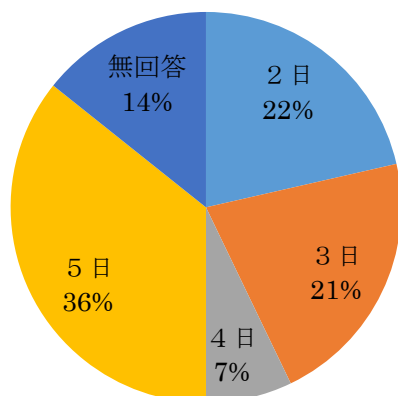
※低学年、高学年とも回答者 49 名による重複回答

② 放課後児童クラブの利用希望

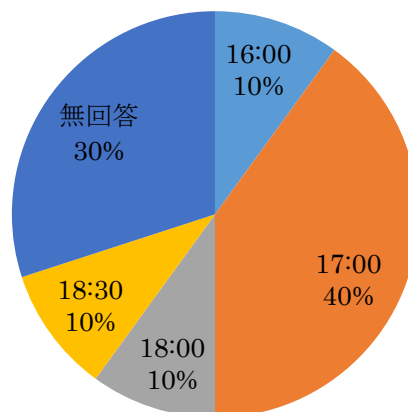
回答者数は低学年 14 名、高学年 10 名ですが、低学年では週当たりの希望日数は 5 日、希望時間は午後 5 時までが最も多くなっています。高学年では週当たりの希望日数は 2 日、希望時間は午後 5 時までが最も多くなっています。

【低学年（1～3 年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）

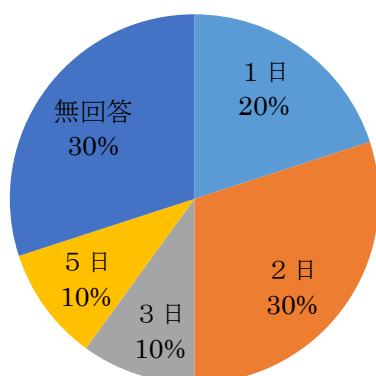


（希望時間（何時まで））

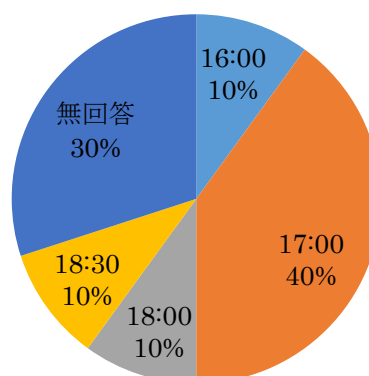


【高学年（4～6 年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）



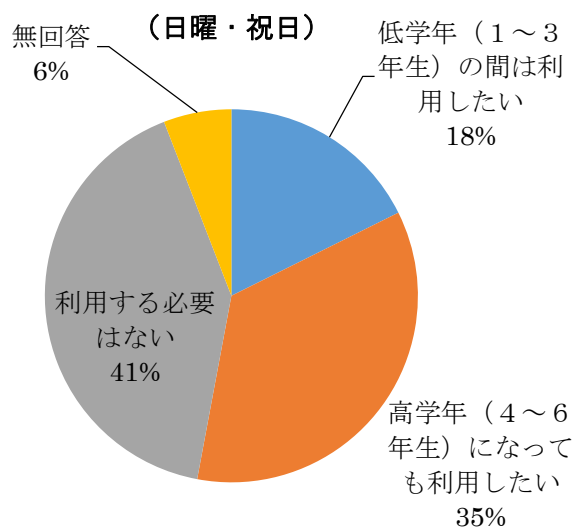
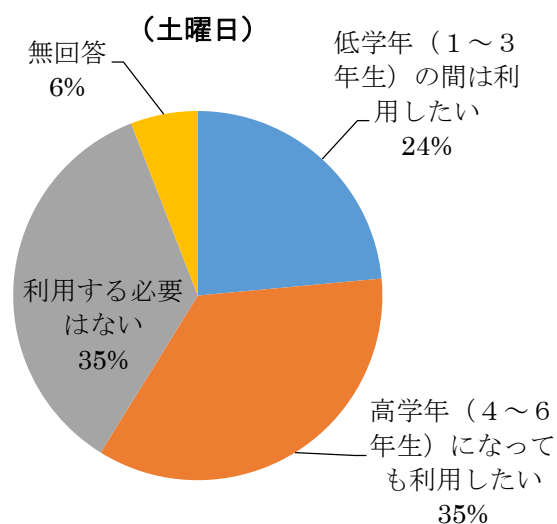
（希望時間（何時まで））



③ 放課後児童クラブの土曜日と日曜・祝日の利用希望

回答者 17 名のうち、土曜日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 6 割となっていますが、高学年では 3 割台となっています。

日曜・祝日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 5 割台となっていますが、高学年では 3 割台となっています。

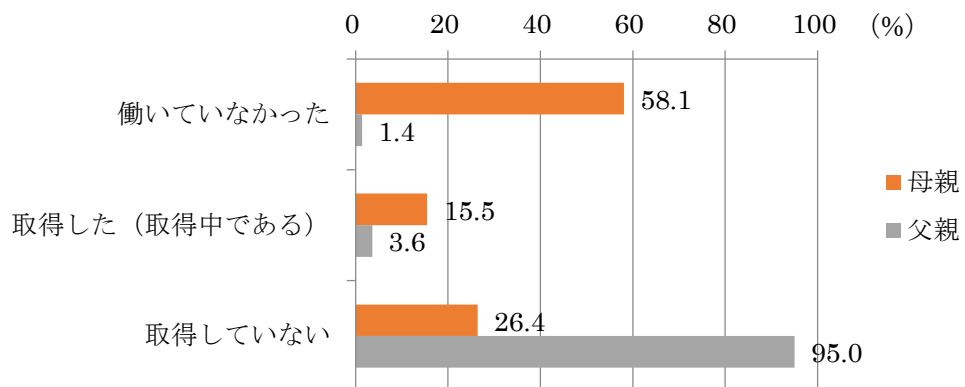


(10) 子育てと仕事の両立について

① 育児休業取得状況

母親は「取得した（取得中である）」が15.5%、「取得していない」が26.4%となっています。

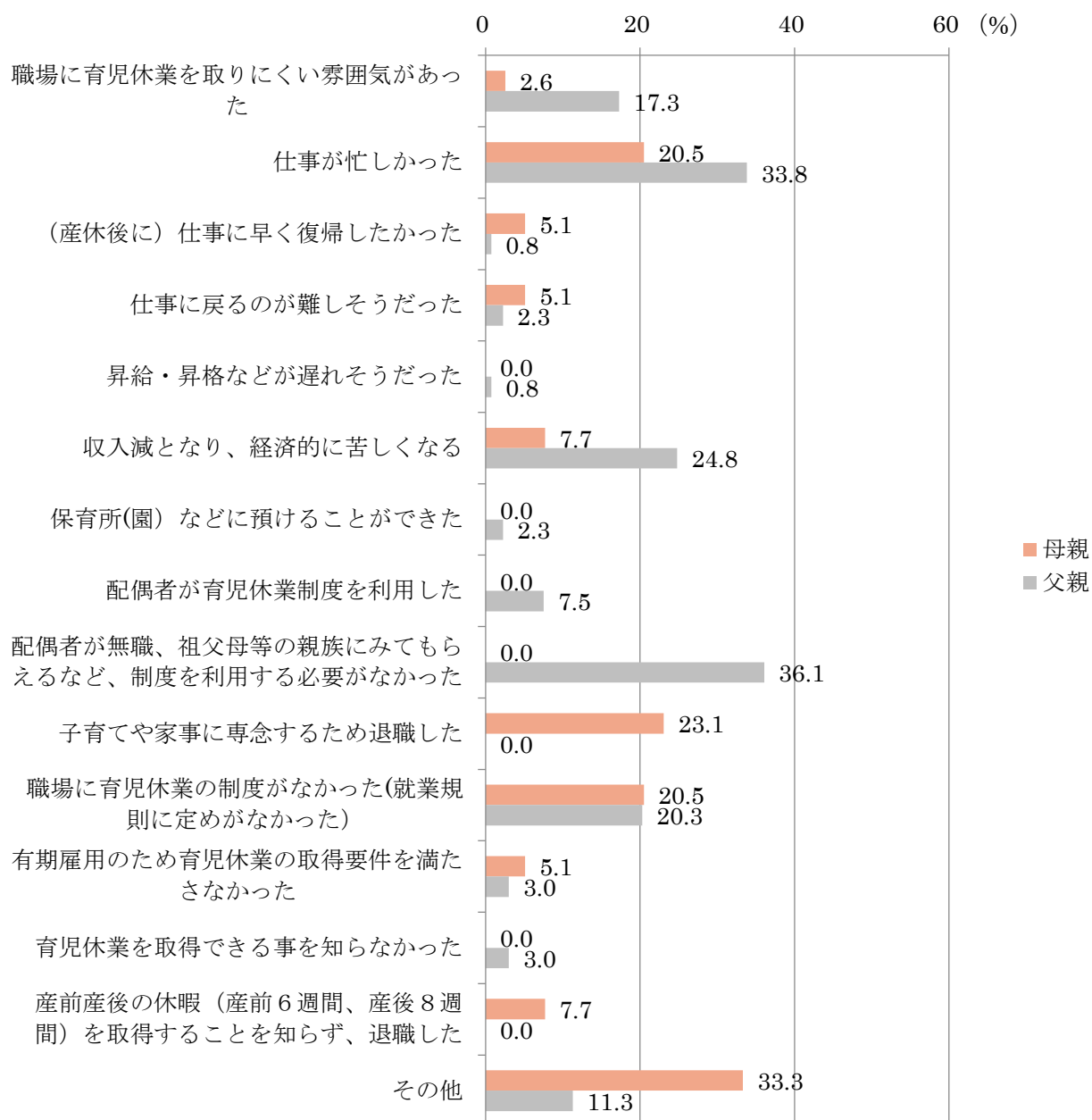
これに対し、父親は「取得した（取得中である）」が3.6%、「取得していない」が95.0%となっています。



② 育児休業を取得しなかった理由

母親では、「仕事が忙しかった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」の回答が多く、父親では「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった」の回答が多くなっています。

また、「その他」の回答の多くは、母親父親とも自営業のためとなっています。

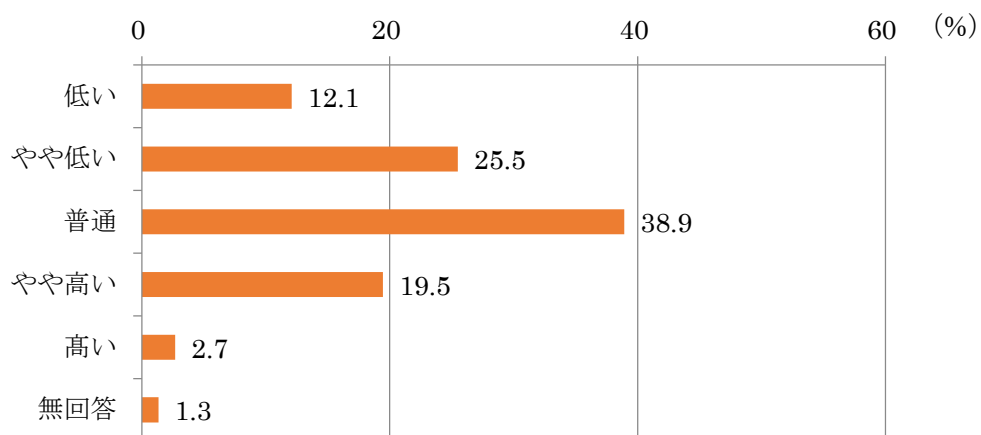


※母親の回答者 39 名、父親の回答者 133 名による重複回答

(11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望

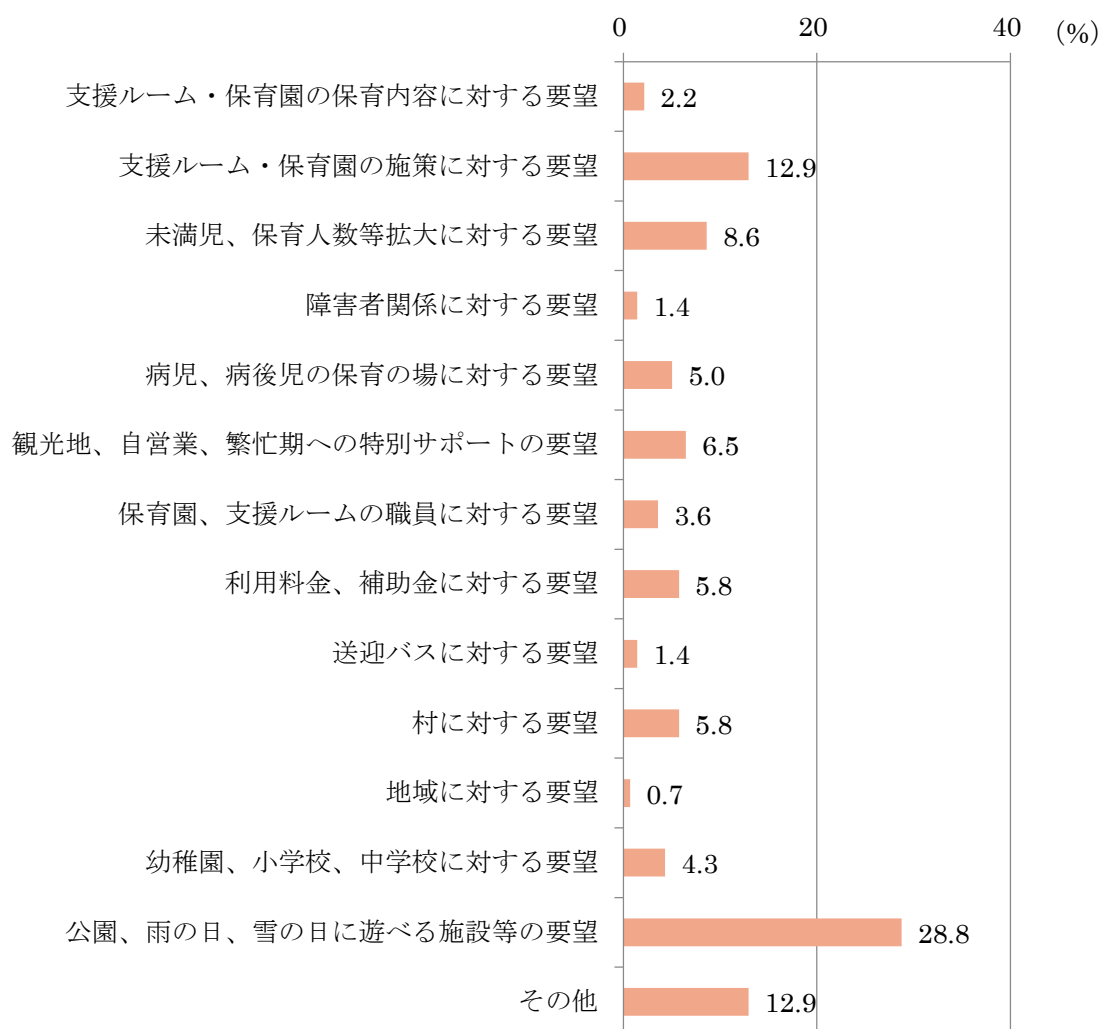
① 白馬村の子育ての環境や支援への満足度

「普通」が概ね4割と一番多いですが、「やや低い」が25.5%と2番目に多くなっています。



② 白馬村の子育ての環境や支援への要望

「公園、雨の日、雪の日に遊べる施設等の要望」が3割近くあり、一番多くなっています。



4. 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く課題

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっています。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれています。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たなくなっています。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。こうした取組みを通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

白馬村では、ニーズ調査の結果によりいくつかの課題が見えてきました。まず、普段子どもを見てもらえる親戚や知人がいない、また相談する相手がいないと回答した方がわずかながらありました。また、就学前児童を対象とした未満児保育、緊急時の一時保育、病児・病後児保育の保育事業の充実。就学児童を対象とした放課後児童クラブの土日の開設、通学時の安全対策。さらに、公園や、雨天時に子どもを遊ばせることができる屋内施設の創設などが課題となっています。

第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の白馬村を創る力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。このため、白馬村の自然、文化といった環境や地域社会の関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、「白馬村次世代育成支援行動計画」の考え方を受け継ぎ、次の理念を掲げます。

「未来への光で村を輝かそう！」

子育ては、本来、保護者が第一義的な責任のもと、大きな愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするというのではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てができ、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

2. 基本的方針

上記の基本理念にもあるように、子どもと保護者が成長し、喜びや生きがいを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会を構成する様々な主体の協力なしには成り立ち得ません。このため、村民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が子ども・子育て支援の重要性をしっかり認識し、子どもに対する見守りと育みの心を持って、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで子ども・子育て支援を推進します。

3. 基本的施策

(1) 子どもへの支援

すべての子どもが尊重され、健やかにより良く育つための「子どもの最善の利益」が実現されるよう配慮します。

(2) 子育てをする親（保護者）への支援

すべての親（保護者）が、子育てに喜びや生きがいを感じられ、安心して子育てができるような取組みを進めて参ります。

(3) 地域全体による支援

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

(4) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組みを進めます。

(5) 白馬村の風土や社会資源を活かした支援

白馬村の恵まれた自然環境や社会資源を効果的に活用できるよう取り組んで参ります。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育施設の需要量の見込み及び確保の方策
3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び確保の方策
4. 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策
5. 次世代育成支援対策

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携
2. 計画の達成状況の点検・評価